（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）
第８条　略
２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項及び第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
３　略
４　略
（郵便等による入札）
第９条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。
（入札説明書の交付）
第10条　略
⑴　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第６条第１項第８号に掲げる事項を除く。）
⑵～⑸　略
⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
⑺　略
（随意契約によることができる場合）
第11条　略
⑴～⑻　略
（落札者の決定に関する通知等）
第12条　略
２　略
⑴～⑼　略
（一般競争又は指名競争に関する記録）
第13条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも５年間保管するものとする。
⑴　入札者及び開札に立ち会った者の氏名
⑵　入札者の申込みに係る価格
⑶　落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
⑷　無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
⑸　第８条第４項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
⑹　その他必要な事項
（随意契約に関する記録）
第14条　契約責任者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも５年間保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　略
（特定調達契約に関する統計）
第16条　理事長は、農林水産省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、農林水産省に送付するものとする。
附　則　略
附　則　略
附　則　略
附　則（平成26年２月17日　25国研セ第14021301号）
１　この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
２　この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成26年４月３日
国立大学法人東京外国語大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
１　改正された規則の名称等
国立大学法人東京外国語大学政府調達事務取扱細則
（http://www.tufs.ac.jp/common/is/soumu/kitei/07_08seifu_choutatsu_saisoku.pdf　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人東京外国語大学　会計課総務係
ＴＥＬ042―330―5134

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。
平成26年４月３日
国立大学法人総合研究大学院大学
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　14
１　改正された規則の名称等
国立大学法人総合研究大学院大学政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きに関する規程
（http://www.soken.ac.jp/disclosure/procurance/purchase/　参照）
２　この公表に関する問合せ先
国立大学法人総合研究大学院大学　財務課用度係
ＴＥＬ046―858―1593

政府調達に関する協定に基づく公表

政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（平成26年条約第４号）第６条第１項の規定に基づき、関係手続を次のとおり公表します。
平成26年４月３日
本州四国連絡高速道路株式会社
◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公示平成26年第３号

特定調達契約事務細則（本四会社達平成17年第40号）
（趣旨）
第１条　この細則は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、契約事務細則（本四会社達平成17年第39号。）の特例を定めるものとする。
（定義）
第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本細則において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この細則は、会社の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若